

本訴状は、公開用として、原告（訴えた人）を除き、実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。  
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した訴状そのままです。

平成 18 年（ワ）第 7 5 8 3 号 損害賠償等請求事件

## 甲号証証拠説明書

平成 18 年 10 月 17 日

東京地方裁判所民事 2 5 部 御中

原 告 戸 崎 貴 裕 ⑩

番号	提出		立証趣旨等		
	期日	標目	作成者 (記録者)	作成年月日 (全て平成)	立証趣旨
甲1	第1回	医療保護入院通知	被告C病院	17年4月14日	被告C病院の原告に対する措置が精神保健福祉法の33条による医療保護入院であったことを立証する。
甲2	第1回	診断書	(医師K)	17年8月6日	精神科医((医師K))によって、原告がいかなる精神病でもなく治療の必要がない、と判断されている事実を立証する。
甲3	第1回	高橋氏よりの手紙	(医師T)	17年11月14日	(医師T)自身より、(医師T)が原告に対する診断書を書いた事実が無いという証言を得ている事実を立証する。
甲4	第1回	住居侵入実行時映像	原告	17年4月14日	被告A,B及び身元不明の4人の男性が原告の借りているマンションの部屋に不法侵入した事実を立証する。
甲5	第1回	拉致実行時映像	原告	17年4月14日	甲4号証で示した6人が、急遽、一方的かつ反社会的に原告を拉致した事実を立証する。

本訴状は、公開用として、原告（訴えた人）を除き、実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。  
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した訴状そのままです。

番号	提出		立証趣旨等		
	期日	標目	作成者 (記録者)	作成年月日 (全て平成)	立証趣旨
甲6	第1回	朝日新聞朝刊	朝日新聞社	9年7月19日	警備会社による強制的な移送が、既に原告に対する拉致の8年前から社会的に問題視されている事実を立証する。詳しい立証趣旨は準備書面(1)にて記載。
甲7	第1回	ジュリスト増刊	有斐閣	16年3月31日	被告らの行った、または黙認した原告に対する行為につき、当時の医療水準、並びに法的規範及び社会規範を立証する。詳しい立証趣旨は準備書面(1)にて記載。
甲8	第1回	甲4・5音声反訳	原告	18年5月27日	甲4及び5号章の立証趣旨に準ずる。
甲9	第2回	時系列音声記録の反訳書	原告	18年7月8日	当時の原告の状態に対する客観的事実及び被告らの対応を立証する。それぞれの項目の詳しい立証趣旨は準備書面に記載。
甲10	第2回	時系列音声記録	原告	18年7月8日	甲9号章の立証趣旨に準ずる。
甲11	第2回	侵入・拉致時連続音声記録	原告	17年4月14日	甲4及び5号章で示した被告A,B及び身元不明の4人の男性の行為及びその前後の連続音声記録として、当時行われた被告A,B及びその他拉致実行者の行為を立証する。詳しい立証趣旨は準備書面に記載。

本訴状は、公開用として、原告（訴えた人）を除き、実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。  
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した訴状そのままです。

番号	提出		立証趣旨等		
	期日	標目	作成者 (記録者)	作成年月日 (全て平成)	立証趣旨
甲12	第2回	チェーンキー映像 (CD)	原告	17年5月21日	被告A,B及びその他拉致実行者によって、原告の借りているマンションの部屋のチェーンキーが切断されたという事実を立証する。また、A,B及び身元不明の4人の男性の侵入形態が極めて反社会的であった事実、及び、被告A及びBの主張が虚偽であり信用に値しないという事実を立証する。
甲13	第2回	チェーンキー映像 (写真)	原告	17年5月21日	甲12号章の立証趣旨に準ずる。
甲14	第3回	当事者照会書(1)	原告	18年7月20日	当事者照会を行った事実を立証する。
甲15	第3回	当事者照会(1)への 回答書	被告A及びB 代理人	18年8月3日	当事者照会に対する回答があった事実を立証する。
甲16	第3回	訴外における照会履 歴	原告、(医 師T)及び 提携会社	17年9月14日 ~	(医師T)及び提携会社からも、原告について書かれた報告書等に関する説明が一切なされなかったという事実を立証する。
甲17	第3回	平成16年度源泉徴収 票	(株式会 社A)	17年	原告の平成16年度の収入を立証する。
甲18	第4回	領収書、チケット等	飲食店等	17年4月5日~ 4月13日	原告の状態についての報告書内容や被告C病院の主張が客観的事実と異なっていたことを立証する。
甲19	第4回	入院中の日記	原告	17年4月15日 ~5月14日分	被告C病院による、原告の入院中の経過に関する主張等に捏造があることを立証する。
甲20	第4回	ICD-10診断基準	医学書院	18年3月15日	ICD-10におけるF20,F20.0及びF23.3の診断基準を立証する。

本訴状は、公開用として、原告（訴えた人）を除き、実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。  
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した訴状そのままです。

番号	提出		立証趣旨等		
	期日	標目	作成者 (記録者)	作成年月日 (全て平成)	立証趣旨
甲21	第4回	処方書面	被告C病院	17年4月29日	投薬内容がはじめて明らかにされたのが、投薬開始から15日後であることを立証する。
甲22	第4回	(医師K)による説明 ☒	(医師K)	17年5月20日	(医師K)による説明が単に一般的な病名の説明にとどまっていた事を立証する。
甲23	第4回	入院中の日記	原告	18年10月9日 (原本:17年10月27日)	被告C病院による、原告の入院中の経過に関する主張等に捏造があることを立証する。

以 上